

基地撤去をめざす 県央共闘

* ↑タイトル・題字募集中

NO. 2

2008.8.8

発行：原子力空母の母港化に反対し

基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

〒242-0028 大和市桜森 3-5-3 7号1F

事務局連絡先T:042-752-4544 F:753-4725

E-mail:wm5h-urn@asahi-net.or.jp

編集責任者 檜鼻達実

今こそ爆音を止めろ！母港化返上！ ストップ米軍再編！！

…公開討論8.30in大和…

日時 **8/30 (土) pm 4:30**

場所 **大和市勤労福祉会館3F**

- 発言者 沢田 政司(相模補給廠監視団)
原 順子 (バスストップから基地ストップの会)
河崎 民子(大和の空を考える市民ネットワーク)
岡本 聖哉(厚木基地爆音防止期成同盟)
新倉 裕史(非核市民宣言運動ヨコスカ)
- 司会 矢野 亮 (厚木基地を考える会)
- 主催 基地撤去をめざす県央共闘会議

上：火災事故の現状 下：座間市に抗議の申し入れ



7月19日、横須賀港に原子力空母の配備を許さないと集まった1万5千人。7月13日にも配備を止めようと3万人の人たちがヴェルニー公園を埋めた。まさに動く原子炉。事故による汚染は165キロ圏内に及ぶと言われている。横須賀市民は、06、08年と二度にわたり配備と安全性を問う住民投票条例制定の直接請求運動を起した。しかし、火災事故で延期していたジョージ・ワシントンの入港は、9月25日と公表された。

艦載機59機を岩国基地へ移駐させ、自衛隊機を厚木基地に増強させるとする再編計画に、違法爆音の放置を許さないと立ち上がった第四次訴訟は、横浜地裁で5月12日より始まった。

キャンプ座間では、星野市長の4年に亘る「基地負担の恒久的解消策」に具体的な回答を示せない防衛省は、形式的な「協議機関の常設」を提示、これに応諾した市長は「再編計画反対」の幕を下ろした。そのこ

とで、制裁の色濃い再編交付金が支給されることとなった。市民にその意を問うことなく、ご都合主義で方向転換した市長の姿勢は容認できないが、過密化している都市に、前線司令部を発足させる日本政府の安保政策こそ問題とされるべきである。戦闘指揮訓練センターを兵たん基地の相模補給廠に建設するなど、もっての他の動きが目白押しだ。

私たちは、進行する県内での日米軍事基地再編に直面し、この間、再編反対の声を署名運動、集会、デモ、座り込み、申し入れ等など、さまざまな直接行動を起してきた。何故、こうした取り組みをしてきたのか。そして、今、その全貌を見せ始めた日米軍事同盟とどう闘うか。その方策が求められている。

現場で格闘している市民団体の皆さんから、「くい止めよう日米軍事再編と基地強化」とのテーマで討論会の開催を計画しました。是非、ご参加下さい。

◆秘密主義を優先する米海軍の実態

米海軍は7月30日、原子力空母G・ワシントンの災害原因は、たばこの不始末であると発表しました。艦長と副艦長を解任しましたが、たばこを捨てた人物の特定は出来ていないそうです。

米海軍によると、「火災は右舷中央寄りにある補助ボイラー室に置かれていた冷却装置用の潤滑油約90ガロン（約340リットル）にたばこの火が引火して発生した。ボイラー室は厳重に密閉され通常は無人。このため、乗組員が上の区画でたばこを吸い、ボイラー室に通じる排気口に捨てた可能性が高いというが、たばこを捨てた人物は特定出来ていない。たばこを吸ったとみられる区画は喫煙禁止。潤滑油も本来は厳重に管理されるはずだったが、規則に反して目の届きにくい補助ボイラー室に放置されていた。」（神奈川新聞08.8.1）

さて、この発表の前、7月26日に横須賀のウェルシティで開催した「G・ワシントンの火災事故真相究明を求めるシンポジウム」ですが、パネリストは、劣化ウラン研究会の山崎久隆さん、ファイト神奈川の本元茂夫さん、全造船OBの正木光さん、そして、呉東正彦さんでした。

山崎さんは、民間の原子力発電所の構造や事故の実態に詳しく、その力量をもって情報を出さないG・ワシントンの火災原因究明を、さまざまに試みて下さいました。ホームページで公開でしている火災現場の写真が、やたら寄った写真ばかりで、位置関係がわから

ない。普通は引いた写真と寄せた写真を撮るものだとも。

本元さんは、「ISO（国際標準化機構1947年結成）の定める品質管理」について語り、これは、第2次大戦中のアメリカ国防省標準をベースに制定されているもので、現在も厳しく守られていると。だから、原因不明と言いながら、配線が終わり室内塗装中というのは、原因を明確にしてから対策する「ISO」に違反すると。

正木さんは、現役時代、配線は得意だったそうで、一つの区画から次の区画へ配線を通す作業が最も大変で、何本もコードを束ねたものの中から、水も煙も出ないようにコードとコードが接触して熱くならないような物質を、挟み込んで締めるのに苦労した。ガスとか火花とかボヤはいっぱいあったから、CO₂（二酸化ガス）で火を消した。ビニール被覆は火で簡単に溶けてしまうから導火線のようになって80区画も燃えたのだらう。

呉東さんは、事故の時は速やかに横須賀市に知らせると約束しておきながら米海軍は、G・ワシントンの火災を知ってもマスコミに促されてから日本側に知らせたという相変わらずの秘密主義をこれまでの経過事実から暴露されました。

緊急集会であったが、現地として緊張感のなかでの集会で、参加者は約100名近くが集まった。

原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会

箕璃恵子

市民シンポジウム集会決議

5月22日、8月に横須賀に配備される予定の原子力空母ジョージワシントンが、太平洋で、補助ボイラー室付近から火災事故を起こし、数十区画に広がって鎮火に数時間を要し、負傷者がでました。

原子力空母ジョージワシントンは現在サンディエゴで修理中ですが、火災から2月以上たったのに、未だに火災の原因が明らかにされていません。

私達は本日のシンポジウムで、この火災事故の程度、原因、そして同種の火災事故が原子炉事故に繋がる可能性、再発防止策等について、意見交換し、多くのことを学びました。

そして、確認したことは、火災の原因が明らかにならない以上、安全性の確認も再発防止策もありえず、そのような市民の不安が解消されていない状態のままでの、火災を起した当の原子力空母G・ワシントンの横須賀配備は、1国の行為としても、米海軍の艦船修理基準からしても、市民感情としてもありえないということです。

私達は横須賀市、日本政府及び米海軍、米国政府に対して、速やかに以下の3点を実行し、それが行なわれるまでは、原子力空母G・ワシントンを横須賀に配備しないよう、強く求めるものです。

- (1) 火災の原因が特定された詳細な調査報告書の情報公開。
- (2) 火災の再発防止策と、それが完全に実行されたことの確認と、それらの情報公開。
- (3) 市民の不安に応えるため、上記調査報告と再発防止対策等について米海軍から市民へ火災事故についての説明会の開催。

2008年7月26日

無為無策の上塗りをする防衛省

第四次厚木基地爆音訴訟第二回公判（口頭弁論）が7月30日、10時より横浜地裁101号法廷で開かれた。

この日意見陳述に立ったのは、中村洋子さん（相模原市）と鈴木奎樹さん（町田市）の2人。中村さんは、地域活動のかたわら介護知識を生かして、老人の世話をしている。介護している時に響く爆音により、十分なケアが出来ないと訴えた。また、鈴木さんは、コンタクトの見直しで原告になったが、爆音に我慢している人は他にもたくさんいると訴えた。原告代理人の小澤靖志弁護士は、騒音被害の実態を知るために、裁判官に、実地検証を早急に行なうよう求めた。

第四次は、「飛行差止め」を民事、行政双方で提訴している。国が主張している飛行はあくまで、公権力行使で裁判にはなじまない。騒音は、防音工事をやって、軽減措置を講じており、受忍限度の範囲内との答弁に求釈明した福田護弁護士は、日米地位協定2-4-(b)に基づく提供施設に「訓練」のための飛行は認めていない。防衛省は、航空管理権（管制）を行使して、制限すべであると申し立てた。



〔この日、意見陳述にたった中村洋子さん〕

これまで司法判断がないまま棄却されてきた「飛行差止め」を法廷で争う熱い裁判が始まった。

水面下で、裁判官が「国側」に対し、抜本的な解消策を求める動きを起している。しかし、対米追随一辺倒で、米国に何一つ物を言えない外交姿勢からは、政治決着の見通しは限りなくゼロに近い。まず、地位協定を改定し、独立国としての主権を行使することが、何より先決であると考えている。

審理を閉ざした東京高裁

7月30日、**東京高裁で第二回浚渫協議取消訴訟公判**が825号法廷で15時より開かれた。傍聴席（60）はほぼ埋まっている。今日で結審の可能性があるとのことと駆けつけた。

裁判官は、被告である横須賀市に浚渫工事の進捗状況を求めた。市は、「工事は終了した。今、後片付けをしており、8月中には終了する」と答弁した。同時に、申請していた原告証人について、「撤回しないですか」と問う。訴えの利益がないといたいのだ。

裁判での争点は3点。①浚渫工事の協議は、港湾管理権による処分権の行使にあたるのか。市と国側は、「話し合い」との考えだ。このことについて、原告代理人、吳東弁護士は、沢田前市長が明確に行政処分の行使と語っていたことを述べた。（後の報告集会にて）②原告適格について、③許認可要件を充たしているかどうか。2点が充たされることが条件とのことであった。

9月10日に大法廷があり、「行政処分」について判決がある。この判例を踏まえてもいいのではと原告が求釈明しており、その結果、判決の言い渡しは、10月1日、午後1時20分からとなった。

報告集会で弁護団は、実質審理もないままに横浜地裁は棄却した。高裁は、地裁判決を支持するのではなく、少なくとも、横浜地裁に差し戻しするのが妥当な判決と述べている。

今、浚渫工事を巡り、東京高裁で他に2件の訴訟がある。①浚渫工事差止め仮処分申立（抗告）と浚渫工事差止（本）訴訟（控訴）だ。この裁判において、重要なのは「自治体が有する港湾管理権」の権限行使を有名無実化したい国との闘いであることだ。

港湾管理に関する権限を自治体が有することになったのは、軍事優先による先の戦争の反省から出来た法なのだ。軍国主義から民主国家に生まれ変わったことを象徴化する港湾法。国は、そのことから横暴は許されないのだ。

国・南関東防衛局の座間市宛て提案に抗議する声明

7月28日、防衛省・南関東防衛局は座間市を訪れ、星野勝司市長に概ね、次のような提案を示した。①負担の軽減を図るため、国との間で常設の協議機関を設置する（文書）、②については市長が会長を務める「基地強化に反対する座間市連絡協議会」の解散と、同協議会の掲げる第1軍団移駐反対の懸垂幕、横断幕などを撤去する（口頭）というものである。同日、「座間市連絡協議会」は臨時総会を開き、この提案を受け入れる旨を賛成多数で決定した。

座間市は基地の整理・縮小・返還を市是とし、日米政府が合意した米軍再編による第一軍団司令部の移駐計画は基地負担の軽減にはつながらず、かえって基地の強化・恒久化をもたらすとして、市民ぐるみの反対運動を進めてきた。市役所、学校、公共施設には懸垂幕、横断幕を、自治会の掲示板にはポスターをという具合に、町の隅々にまで、基地強化反対の主張が浸透させた。第1軍団司令部の移駐に反対する署名は、有権者の半分以上を占める6万人以上にも及んだ。

しかし、国・防衛当局は情報提供・通告もなしに、米軍再編計画のすべてを自治体の頭越しに決め、それら基地を抱える自治体に押しつけてきた。当然のこと、関係自治体はこぞって反対、各地で市民ぐるみの運動が繰り広げられた。

こうした動きに対し、国は「米軍再編法」という特別法を制定し、「アメとムチ」の策に出た。すなわち、国の言うことを聞く自治体には再編交付金を、聞かぬ自治体には不交付という挙に出たのだ。座間市も不交付という嫌がらせを受けた。また、山口県岩国市に対しては、市庁舎建設の補助金までカットするという仕打ち出たのである。

国が提案した座間市との協議会の設置では、基地問題の解決につながらない。

国自らが「司令部機能が強化され座間市及び同市市民に対する新たな負担となる」とし、その上で協議をすすめている。人の襟首を締め上げておいて、頭をなでるやり方というべきである。沖縄・辺野古への海上基地建設問題に関わる協議会で、国が自治体の声に全く耳を貸していない先例からも、座間市との協議会が基地の恒久化解消につながる見込みをない、と言わざるを得ない。

私たちは、米軍の言い分を鵜呑みにして、米軍基地の再編強化を進める日本政府の姿勢を告発、追及してきた。第1軍団司令部が移駐することで、キャンプ座間が東北アジアから中東に至る範囲を対象とする米軍の指令基地となることに反対する行動を重ねてきた。

昨年12月19日、第一軍団前方司令部が発足、本年9月にもその規模が拡大される計画である。一方、キャンプ座間では最近、米兵が銃器を携行した訓練を行ったり、陸海空の3軍がそれぞれ訓練を行うなどヘリコプターによる騒音も恒常化している。また、ゴルフボールの基地外への飛び出し事故も続出している。市民のいのちとくらは、基地によって脅かされ続けているのである。

この度の座間市の方針転換は市民6万人の声に背を向けるもので、決して認めることはできない。

私たちは引き続き、第1軍団司令部の拡大と陸上自衛隊中央即応集団司令部の移駐に反対し、キャンプ座間の基地強化を阻止、基地の返還を実現すべく、粘り強く主張、行動を重ねていくことを表明する。

以上

↑上記声明文は、神奈川平和運動センター、基地撤去をめざす県央共闘、第一軍団の移駐を歓迎しない会の三者連名で7月30日、座間市に提出しました。

当 面 の 行 動 予 定

8月26日（火）午後6時半 関東大震災時朝鮮人虐殺85周年神奈川集会…県民センター

8月27日（水）午後2時 浚渫差止訴訟の控訴審…東京高裁424号法廷

8月30日（土）午後4時半 今こそ、爆音を止めろ！母港化返上！8.30大和集会…勤労福祉会館

9月6日（土）午後6時15分 全国基地爆音訴訟原告交流集会…大和市保健福祉センターホール